

日本学生支援機構

専修学校専門課程(専門学校)における
障害のある学生・生徒への支援にかかる理解・啓発セミナー
—障害者差別解消法の改正について—
内閣府 行政説明

障害者差別解消法の改正について

内閣府 政策統括官(政策調整担当)付参事官(障害者施策担当)付
上席政策調査員

伴 睦久 (ばん むつひさ)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の概要

I. 差別を解消するための措置

不当な差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等
事業者

法的義務

【例1】受付の対応を拒否 【例2】介助者なしの入店を拒否



合理的配慮の提供

国・地方公共団体等

法的義務

事業者

努力義務

【例1】携帯スロープで補助 【例2】意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う



具体的
対応

- (1) 政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- (2)

| | |
|-----------|--------------------------------------|
| 国・地方公共団体等 | ⇒ 当該機関における取組に関する対応要領を策定（※地方の策定は努力義務） |
| 事業者 | ⇒ 主務大臣が事業分野別の対応指針（ガイドライン）を策定 |

※雇用分野における対応については、障害者雇用促進法の定めるところによることとされている。

II. 差別を解消するための支援措置

相談・紛争解決

- 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談・紛争解決の制度の活用、充実

地域における連携

- 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

- 普及・啓発活動の実施

情報収集等

- 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

（※）附則に基づき、施行後3年（平成31年4月）経過時の見直しの検討が求められている。

附則第7条において、政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、事業者による合理的配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとされている。

「合理的配慮の提供」とは

- **行政機関等と事業者**は、事務・事業を行うに当たり、障害者から意思の表明があった場合、**過重な負担がない範囲**で、社会的障壁を取り除くために**必要かつ合理的な配慮**（合理的配慮）を行うことが求められる（現行法においては、行政機関等は義務、事業者は努力義務）。
- 代替措置の選択も含め、双方の話し合い（建設的対話）により対応するもの
- 各事業分野の考え方等については、主務大臣が定める「対応指針（ガイドライン）」に規定

社会的障壁の例

| | |
|-----------|--------------------------|
| ①社会における事物 | 通行・利用しにくい施設、設備など |
| ②制度 | 利用しにくい制度など |
| ③慣行 | 障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など |
| ④観念 | 障害のある方への偏見など |

具体例



1
段差がある場合に、スロープなどで補助する



2
意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う

注：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（平成27年2月24日閣議決定）に基づき作成

留意事項

- ① 事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる**範囲で本来の業務に付随するもの**に限られること
- ② 障害者でない者との比較において**同等の機会の提供を受けるためのもの**であること
- ③ 事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には**及ばないこと**

過重な負担の判断

個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、**具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断**することが必要

- ① 事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- ② 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- ③ 費用・負担の程度
- ④ 事務・事業規模
- ⑤ 財政・財務状況

「障害者差別解消法」改正に関する経緯

- 2013（平成25）年 6月 障害者差別解消法の**成立**
- 2016（平成28）年 4月 障害者差別解消法の**施行**
- 2019（平成31）年 2月 障害者差別解消法の**見直しの検討開始**
- 2020（令和2）年 6月 障害者政策委員会において
障害者差別解消法見直しに関する
意見取りまとめ
- 10月 障害者差別解消法見直しに関する
事業者団体・障害者団体ヒアリング
- 2021（令和3）年 3月 障害者差別解消法**改正法案国会提出**
- 5月 障害者差別解消法**改正法の成立**

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（概要）

- 政府は、障害者差別解消法の施行（平成28年4月）3年経過後において、事業者による合理的配慮の在り方その他の施行状況について検討し、所要の見直しを行うとの規定（附則第7条）を踏まえ、内閣府の障害者政策委員会における議論や団体ヒアリング等を通じて、検討を実施。
- 障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、国・地方公共団体相互の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

1. 事業者による合理的配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、
現行の努力義務から義務へと改める。

- ※ 障害者差別解消法では、行政機関等と事業者は、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）を行うことを求めている。
- ※ 「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

【合理的配慮の例】

段差がある場合に、
スロープなどで補助する



意思を伝え合うために絵や写真の
カードやタブレット端末などを使う



2. 事業者による合理的配慮の提供の義務化に伴う対応

(1) 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

(2) 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- ア 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
- イ 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。
- ウ 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報（事例等）の収集、整理及び提供に努めるものとする。

※施行期日：公布の日（令和3年6月4日）から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」の 施行までの対応事項（想定）

○基本方針の改正

- ・改正法を踏まえ、合理的配慮や相談体制の整備等について障害者政策委員会で議論の上、基本方針を改正（閣議決定）
- ・相談体制や事例の収集・共有の在り方については、令和3年度予算により調査研究を実施しており、その結果も踏まえて基本方針に反映させる予定

○事業者向け対応指針の改正

- ・改正後の基本方針を基に、事業者の事業を所管する各主務大臣において、関係者の意見を聴いた上で、事業者向け対応指針を改正

○地方公共団体等における体制整備

- ・改正後の基本方針を踏まえ、各地方公共団体等において相談体制の整備等を進める

○国民全体への周知啓発

- ・障害者、事業者を含む国民全体への周知啓発